た件二件

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

○認定液化石油ガス販売事業者として認定した件

○生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出 ○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 ○生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 があった件

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ

○計量器の定期検査を実施する件 ○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所 ○保安林の指定施業要件を変更する件

有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件二件

照 뜻

<u> </u>

플 플

○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件二件

公 告

○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件

○浸水想定区域を指定した件 ○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

福島県監査委員

令和6年9月6日 金曜日

○地方自治法により、 示する件 包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告

告 示

福島県告示第五百四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年法律第百四

> 十九号)第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法につ いての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

令和六年九月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

有限会社二瓶商店 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 代表取締役 二瓶 翔

住所

認定年月日 福島県福島市宮代字日影二十番地

令和六年八月二十八日

三

消防保安課

福島県告示第五百五号

翼 翼

घतं घत

丟 뤂

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残 支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。 宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、 ととされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居 の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるこ 介護予防若しくは介護予防

福島県知事 内 堀 雅 雄

調剤薬局	名業所の
四―七 一 一 一 一 一	所 在 地
ディカメン	名 業 者 の
一九—二二 村区大和町四—	事務所の所在地事業者の主たる
月一日 日 四	指定年月日
導養防 管居 管居主 理宅療 指療予	の 種 類

(社会福祉課)

福島県告示第五百六号

띮

四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。) 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十 る同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用 により、 次

の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。 令和六年九月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

訪問介護事業所	事 第 <i>D O</i> 名 和	美 斤 つ 台
二丁目六—七	変更前	事業所の
号一丁目一番二二	変更後	所在地
トロ M G G F F で ク	名称	事業者の
号 一丁目一番二二	事務所の所在地	事業者の主たる

(社会福祉課

福島県告示第五百七号

報

の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 る同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す 次

福

福島県知事 内 堀 雅 雄

	北店のボール	名事業所の
:	二一四 岩瀬郡鏡	所 在 地
	株式会社	名 事業者の
	号 門四丁目三番一 東京都港区虎ノ	事務所の所在地事業者の主たる
	日 令和六年六月三○	廃止年月日
導 養管理 指 指	管理指導 居宅療養	の 種 類

(社会福祉課)

令和六年九月六日

大規

福島県告示第五百八号

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、

> 県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備日から令和七年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年九月六 え置いて縦覧に供する。

令和六年九月六日

サンデー須賀川店 大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県須賀川市古河十二番地ほか

福島県知事

内

堀

雅

雄

変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンデー 代表取締役 川村 暢朗

(変更後) 株式会社サンデー

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 代表取締役社長 大南 淳二

(変更前) 株式会社サンデー 代表取締役 川村

変更した年月日 代表取締役社長

(変更後)

株式会社サンデー

暢朗

大南

淳

令和六年五月十七日

三

令和六年八月二 届出年月日 一十六日

四

届出をした者

Ŧi.

株式会社サンデー

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九号

県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室日から令和七年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年九月六 に備え置いて縦覧に供する 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、

福島県知事 内 堀 雅 雄

大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか

変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

検

査 区

437

第510号

四

三

ては代表者の氏名 (変更前)マックスバリュ南東北株式会社

(変更後) イオンビッグ株式会社 宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号 代表取締役 打海 直也

変更した年月日

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号

代表取締役社長 小林

健太郎

届出年月日 令和六年三月一日

届出をした者 **令和六年八月二十八日**

<u>Б</u>.

イオンビッグ株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十号

年九月六日から同年十月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福 島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六 に備え置いて縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四

令和六年九月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 メガステージ須賀川 Bエリア 福島県須賀川市広表三番一号ほか六十一筆

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

特定計量器の定期

福島県告示第五百十一号

検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、

令和六年九月六日

計量法第二十一条第二

一項の規定により、 知事が指定した場所で実施する検査福島県知事 内 堀 雅 雄

双葉郡葛尾村 域 非自動はかり 対象となる特定計量器 (計量法 一〇月八日 検査の期日及び時間 葛尾村村民会館 検 査 場 所

> 右に掲げる町 同郡双葉町 同郡楢葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡浪江町 もの の検査を受けなかった 右の特定計量器で、右 ŋ るものを除く。以下同 第三二九号)第五条第 施行令(平成五年政令 一号又は第二号に掲げ 、分銅及びおも 月一五日まで(土曜 除く。) 同 同 日、日曜日及び祝日を 一〇月一七日から一一 午前一二時まで一〇月一五日 午後三時まで午後一時から 午 午前 前 ○月一六日 午前一一時三〇分ま 午後二時まで午後一時三〇分から ○月九日 で 午前九時から 午前九時三〇分から 午後四時まで午後二時三〇分から 午前一一時三〇分ま 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで 午後二時三〇分から 午前一一時まで 二二時まで 所 健センター 福島県計量検定 双葉町役場 富岡町役場 複合施設ゆふね 大熊町役場 保

特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項に規 2

定する検査場所で実施する検査

く。臣一期

(計量検定所)

福島県告示第五百十二号

のように保安林の指定施業要件を変更する。 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二第一項の規定により、 次

内 堀 雅

雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 山市湖南町舘字浜六〇七の二、六〇七の四 (次の図に示す部分に限る。

2 保安林として指定された目的

3 変更後の指定施業要件

島

立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

福

- (2) (1) 準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 郡山市森林整備計画で定める標
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町福良字福良山七四一三の七、 七四一三の八、 七四一三の五六二

保安林として指定された目的

公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- (2)(1)主伐として伐採をすることができる立木は、 主伐は、択伐による。
- 間伐に係る森林は、 次のとおりとする

準伐期齢以上のものとする。

- = 1 \bigcirc 001 \bigcirc 0, \bigcirc 001 \bigcirc 1, \bigcirc 001 \bigcirc 0, \bigcirc 001 \bigcirc 00 保安林として指定された目的 ○の一○、一○の一二、一○の一四、一○の一五、一○の一八から一○の二三まで郡山市逢瀬町河内字西長倉一○の一、一○の四から一○の六まで、一○の八、一指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 変更後の指定施業要件

干害の防備

- 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による 字西長倉一〇の一四(次の図に示す部分に限る。)
- (2)その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- 準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
- (4) 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水

産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林保全課

福島県告示第五百十三号

規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 次のとおりである。

令和六年九月六日

福島県知事

内 堀

雅

雄

所在の不分明な者の氏名

西山義意 佐藤チヱ子 佐藤チヱ子 高木則夫 後藤文雄 会田孝子 中野庄内 船生壽一 石井美代子 高木則夫 草野勝哉 石井美代子 石井典夫 鈴木一夫

二 通知の内容の要旨

郡山市森林整備計画で定める標

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ
- 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、 保安林

2

<i>K</i> / <i>K</i> = 1	\sim	\Box
725	11	7
クロリエ	v	\neg

点を結んだ線に囲まれた土地の区域

百五十六号)によること。 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和六年福島県告示第四

当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ 当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

(森林保全課

福島県告示第五百十四号

三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百 内容の要旨は、次のとおりである。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和六年九月六日

報

福島県知事 内 堀 雅 雄

郎 所在の不分明な者の氏名 會田宗一 佐藤義昭 戸田道雄 後藤文雄 会田孝子 石井美代子 青木友子 西山義意 石井典夫 鈴木一夫 片寄勝広 馬上博美 菅波禎子 中野庄内 中野洋志 瀬谷秀武 新妻太 山野辺光 船生

通知の内容の要旨

保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 の指定施業要件を変更する予定である件(令和六年福島県告示第四百五十七号)に当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 よること。

○番

十一点

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ 当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

(森林保全課

六番、

七番口

福島県告示第五百十五号

条第一項の規定により、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。 (昭和四十四年法律第五十七号) 第

令和六年九月六日

1

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第1 二条第一項の土地の区に福島県知事の内の堀 区域の名称 雅 雄

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する一点から二十点までを順次結んだ線及び二十点と 金坂1号

三〇番 一番 二番 三〇番四 八番 十九点 十八点 十七点 十六点 北緯三七度〇二分一八秒六四五七 北緯三七度○二分一八秒九五七九 東経一四〇度五〇分五五秒三九八五 東経一四〇度五〇分五八秒三四二三 四〇度五〇分五三秒二二一五 一七度〇二分一八秒六五四三 四〇度五〇分五四秒四三五二

八五番一 一点いわき市内郷内町字金坂 番一、 番二、 四点 三点 二点 Ŧi. 八 点 番 八二番二、八三番、 北緯三七度〇二分二一秒二九六二 北緯三七度〇二分二〇秒五八五四 北緯三七度○二分二○秒八五六四 北緯三七度○二分二○秒五五○○ 北緯三七度○二分二○秒○七七六 東経一四〇度五〇分五三秒八一一九 東経一四〇度五〇分五二秒五六九六 一四〇度五〇分五二秒二〇九五 一四〇度五〇分五一秒五 二七度○二分二○秒一六二四 八四番一 一 五 五

六点

八点 七点 東経一四○度五○分五五秒九九九七 東経一四○度五○分五八秒四三九六 北緯三七度〇二分一九秒八八三三 北緯三七度〇二分一九秒九九七六

十点 九点 東経一四○度五一分○一秒○九一六 北緯三七度○二分一九秒八○四六 東経一四〇度五一分〇一秒五五七 北緯三七度〇二分一九秒七七五七

東経一四○度五○分五九秒○一三○

北緯三七度〇二分一九秒二九二九 東経一四〇度五一分〇一秒二七八七 北緯三七度〇二分一九秒四一一二

十三点 十四点 十二点 北緯三七度〇二分一八秒八二三一 東経一四○度五一分○○秒二二○九 北緯三七度〇二分一八秒七六九二 東経一四〇度五一分〇一秒四五九九

十五点 北緯三七度○二分一八秒六○三七 東経一四〇度五〇分五八秒四六三

雄

零平方メートル	二四四番一 十一点 北緯三六度五五分五五秒五七七三	
大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計	東経一四〇隻四丘分丘九沙〇丘七四 三二十三十二十二十二十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十	
ハートル	(利四五ブー	
大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計	東圣一四〇隻四丘分丘八少四丘六一	
ノセンター 福島県南	一一四七	-
「一般ので見る」とは「一般ので見る」というでは、「一般ので見る」とは、「一般ので見る」というでは、「一般のでは、「一般ので見る」というできます。	☆秒○三七五	-
不をドイド	八一三〇	
		-
いてどのとおり届出かあっ	一 七点 北緯三六度五五分五八秒五○二五	
莫卜岳与甫の毫とこつゝて欠りこおり届出があった。 ・ プルペイテ () 「) プルボータ () 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「)		
54、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14		-
	六点 北緯三六度五五分五九秒○六五三	
2	同 市山田町字下田中	
	東経一	-
	五点 北緯三六度五五分五八秒九三三六	-
(砂 防	東経一四○度四五分五四秒二○○二	
一四〇度四五分五一秒二九八〇	二四五番 四点 北緯三六度五五分五八秒二四八一	
一二六番 二十二点 北緯三六度五五分五六秒八七九二	東経一四○度四五分五三秒二四三五	
東経一四○度四五分五二秒一七九六	二四七番 三点 北緯三六度五五分五七秒七〇九二	
二十一点 北緯三六度五五分五五秒七八九三		-
-d-	二四六番一 二点 北緯三六度五五分五七秒二一一二	
一二九番 二十点 北緯三六度五五分五五秒六九五六	東経一四○度四五分五一秒六六一五	
東緯一四○度四五分五三秒五三九九	一二六番 一点 北緯三六度五五分五七秒一八五六	
十九点 北緯三六度五五分五六秒〇五八九	いわき市山田町字林崎 ー	
東経一四○度四五分五三秒九二三九	J一点を結んだ線に囲まれた土地の区域	と
十八点 北緯三六度五五分五六秒三九三六	次に掲げる地番の土地に存する一点から二十二点までを順次結んだ線及び二十二点	
東経一四○度四五分五四秒八六九○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示	2
一三〇番 十七点 北緯三六度五五分五六秒五〇六七	林崎1号	
東経一四○度四五分五五秒○三二六	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称	1
七九番 十六点 北緯三六度五五分五六秒一三三〇	堀	
東経一四○度四五分五五秒九三七七	令和六年九月六日	
一三一番 十五点 北緯三六度五五分五五秒八九三二		条第
東経一四○度四五分五七秒一三九一	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三	急
二四四番一 十四点 北緯三六度五五分五五秒七七四三	福島県告示第五百十六号	福島
東経一四○度四五分五七秒二九五七		
一三三番三 十三点 北緯三六度五五分五五秒五六五二	(砂 防 課)	
東経一四○度四五分五八秒五一三三	東経一四○度五○分五一秒二三六三	
一三三番一 十二点 北緯三六度五五分五五秒〇〇四三	八五番七 二十点 北緯三七度〇二分一九秒九七二三	-
東経一四○度四五分五八秒九三四○	東経一四○度五○分五三秒二○五八	_

福

報

441

·大字更科字樋下二一九一番地

同同同理 事 役別 役別 六 Ŧi. 四 退任した役員 とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 布藤堰土地改良区土地改良区の名称 公告第百六十七号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 令和六年九月六日 株式会社玉川工産 届出をした者 令和六年八月二十九日 届出年月日 令和五年十 一月六日 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日 穴 瀨 佐澤 田藤 氏名 氏名 幸治 晃 孝旬 則 良則 弥 秀 一 郎 俊 長二 光 敏男 勇三 晃旬 同同同同同同同同同同同同同同同同 耶住麻所郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 同同同耶住麻麻那郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡 郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡 同同 同 磐梯町大字更科字前田五一一番 磐梯町大字更科字前田五 町大字磐梯字本寺上四九七三番地 町大字磐梯字東松山一二五一番地 町大字更科字樋下二一一四番地 町大字磐梯字金上壇二五六九番地 町大字更科字磨上三五二一番地 町大字磐梯字本寺上四九七三番地 町大字更科字大曲四二六七番地 町大字更科字長峯六五四七番地 町大字更科字源橋五三七七番地 町大字更科字塩ノ原四八四七番地 町大字更科字横達三九三八番地 町大字磐梯字水口二五四一番地一 町大字磐梯字漆方一一七二番地 町大字磐梯字湯殿七七九番地 町大字更科字源橋五三八八番地 町大字更科字磨上三三九七番地 大字磐梯字漆方一一三六番地 地 地

同同同監同同同同同同同同同 事 松川 遠藤 町大字磐梯字水口二五四一番地町大字磐梯字道割堂二五一番地 町大字磐梯字水口二五六五番地 町大字磐梯字漆方一一三六番地町大字更科字横達三八五五番地 町大字磐梯字本寺上四九八二番地

鈴木 古 鈴川 木 清実久幸照賀 人一喜一 同同同同同同同同同同同同同 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡

商業まちづくり課

福島県知事 内 堀 雅

雄

次の

寺島

木下

公告第百六十八号

戸川及び原川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定さ水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、一ノ れる水深を定めた。

事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。 この指定に係る図面は、 福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県喜多方建設

令和六年九月六日

町大字更科字源橋五三一七番地町大字更科字大曲西四四五九番地

町大字更科字長峯六五六七番地

?大字磐梯字山道三一一番地二五 7大字更科字横達三九三八番地

(農村計画

課

·大字磐梯字諏訪山二八九七番地 大字更科字布藤坂下二三五六番地

河川整備課

福島県知 事 内 堀 雅

雄

福島県監査委員

福島県監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月6日

福島県監査委員 山 喜 満 福島県監査委員 瓶 栄 三 正 福島県監査委員 渡 辺 仁 部 子 福島県監査委員 呵 寿

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏		名		住
鈴	木	一徳	7.1	福島県郡山市咲田一丁目1番23号
齋	藤	紀 朗		福島県郡山市咲田二丁目3番6号
齋	藤	匡 弘		福島県郡山市開成六丁目75番地
阿	部	哲	Î	山形県山形市桧町四丁目4番10号 クレール・ファミーユ202号
伊	藤	真 大		福島県会津若松市城南町2番7号
村	上	芳 文		福島県郡山市大町一丁目16番8号
勝	田	博之	-	福島県福島市森合字丹波谷地29番地の24
半	沢	裕 子	-	福島県郡山市桑野二丁目13番7号 サーパス開成山外苑505号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 令和6年9月6日から令和7年3月31日まで

(監査総務課)